

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人赤碕福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年12月1日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事長の職務執行状況報告は適切に行うこと。
- ・ 法人と理事との間の利益相反取引について、理事会の承認及び当該取引後の報告を適切に行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行についての報告（以下「職務執行状況報告」という。）を理事会に行わなければならないところ、事務局が代わって行っていた。</p> <p>ついては、理事長は、自ら職務執行状況報告を行こと。</p> <p>なお、評議員会に対して職務執行状況報告を行っていたところ、職務執行状況報告の実施は理事会に対しての義務であり、評議員会に対して実施の義務はないので留意すること。</p> <p>（法第45条の16第3項）（定款第17条第3項）</p>	<p>令和6年3月26日開催の第5回理事会より、理事長が、自ら職務執行状況報告を行うこととした。</p> <p>議事録にも、その旨を詳細に記載した。</p> <p>また、評議員に対しては、理事長による職務執行状況の報告でなく、事務局による事業内容の報告とする。</p>
2	<p>法人と理事との間の利益相反取引について、理事会の承認及び当該取引後の報告が行われていなかった。</p> <p>ついては、取引の態様、金額の如何を問わず、法人と理事との利益相反取引は理事会の承認を受けるとともに、利益相反取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること。</p> <p>また、理事会の承認及び報告の事実、議事録に漏れなく記載すること。</p> <p>おって、当該理事会の承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に加わることができないので留意すること。</p> <p>（法第45条の14第5項、第6項） （法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条、第92条第2項） （規則第2条の17第3項）</p>	<p>令和6年度中に契約を締結する予定の法人と理事との利益相反取引については、令和6年3月26日開催の第5回理事会において重要な事実を理事会に報告し、理事会の承認を得た。</p> <p>また、令和5年中に契約した法人と理事との利益相反取引についても、令和6年3月26日開催の第5回理事会において、重要な事実を理事会に報告し、理事会の承認を得た。</p> <p>なお、当該理事会には、利害関係を有する理事を議決に加えず、議事録には、当該理事の氏名のほか、理事会の承認及び報告の事実を漏れなく記載した。</p>

3	<p>計算書類の注記について、次の不備があった。</p> <p>拠点が作成する計算書類とサービス区分（拠点区分用）において、サービス区分名の記載がなかった。また、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書の別紙番号に誤りがあった。</p> <p>については、計算書類に対する注記については、社会福祉法人会計基準に従い適切に作成すること。</p> <p>（運用上の取扱い26(2)、別紙2）</p>	<p>計算書類に対する注記について、4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分（拠点区分用）において、サービス区分名の記載を行う。</p> <p>拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書の別紙番号については、正しい別紙番号を記載する。</p>
---	---	---